

# 合併推進協議会だより



第7号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011  
ホームページアドレス <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>



ワークショップの様様 (波野村)  
※4ページをご覧ください。

六月十日(火)第十二回阿蘇中部4町村合併推進協議会が、産山村基幹集落センターで開催されました。

会議に先立ち、今回交代された産山村の協議会委員志賀泰次さんへの委嘱状交付が行なわれました。

会議は、河崎敦夫会長挨拶に続いて、協議会顧問の岩下直昭阿蘇地域振興局長の挨拶があり、引き続き河崎会長を議長として議事の審議に移りました。

今回の審議事項については、四議案が審議され、次回審議事項として七議案が提案されました。

また、報告事項として平成十四年度歳入歳出決算報告と監査報告、続いて収支残額に対する補正予算の報告がありました。報告どおり承認を受けました。会議の提案審議経過並びに次回提案事項は次のとおりです。

## 第12回協議会 6月10日(火)

## 場 所

産山村／基幹集落センター会議室

## 協議事項

○協議第三十三号 一部事務組合等の取扱いについて

原案どおり承認されました。なお、委員から、中部4町村のみが委託している5項目の事業や、共同処理的な事務については、継続するかも含めて合併に当たって再検討するようにとの意見が出されました。

○協議第三十四号 使用料・手数料等の取扱いについて

施設使用料については、建設年次や規模等により料金が異なるのが一般的であるため、その他の使用料と区別し、「施設使用料については施設規模等により調整する」という一部修正を加え、修正案のとおり承認されました。

○協議第三十五号 建設関係事業の取扱いについて

町村道の改良整備計画、町村河川の改良整備計画及び公営住宅の建設計画については新市において調整するとしていましたが、委員から合併までに調整できないかとの意見が出

され、「合併までに調整する」ということで一部修正を加え、修正案のとおり承認されました。

なお、市道の改良整備計画等資料の中身について、各町村の認識に差があるとの意見が出され、これについては、新市建設計画等策定の中で再度確認し調整していくことを確認しました。

また、委員から現行の町村道について、合併後は廃止されるのかという質問が出され、現行の町村道については、新市においても市道として継続していくことを確認しました。

○協議第三十六号 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

## 提案事項

## ① 条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについては、合併推進協議会等で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、「条例・規則等の整備方針」により調整するものとしています。

## ② 慣行の取扱い(市章)について

市章の取扱いについては、住民の方に早めに公表し周知したいという趣旨から、公募により、合併日の六ヶ月前までに制定するということが

提案しています。

## ③ 防災関係事業の取扱いについて

防災会議や、災害対策本部については、合併時に新たに設置することとし、地域防災計画については、新市において速やかに策定することとしています。防災無線については、現在各町村で機種や設置年度が異なっています。新市において設備の統一など効率的な運用が図られるよう早期に検討することとしています。

交通安全協議会については、現行どおりとし、交通安全対策会議と交通安全推進会議については、合併時に統合することで提案しています。

交通安全指導員については、定数を現行どおりとし、任期は二年とすることを提案しています。

## ④ 公共的団体等の取扱いについて

市町村の特例に関する法律第十五条八項で、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併に際してその一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされています。

また、行政実例で、「公共的団体等」とは、公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされています。

このことを踏まえながら、公共的

団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとするというところで提案しています。

## ⑤ 障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業については、次のように取り扱うことで提案しています。

デイサービス事業については、合併までに補助基準等を統一し、新市においても実施することとしています。

ホームヘルプサービス事業等、国又は県等の定める制度に基づいて実施している事業については、そのまま新市に引き継ぐものとしています。

地域療育事業については、新市においては支援費制度で対応するものとしています。

福祉年金の支給については、合併までに支給基準等を調整し、新市においても実施することとしています。

障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整することとしています。

## ⑥ 高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおり提案しています。

在宅介護支援センター事業、老人

ホーム運営、高齢者コミュニティセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとしています。

ホームヘルプサービス事業等については合併までに補助基準等を統一し、新市において実施することとしています。

高齢者住宅整備費補助事業、緊急通報体制整備事業については、そのまま新市に引き継ぐこととしています。

⑦上・下水道事業の取扱いについて

上水道については、合併時に統合し企業会計とし、簡易水道については、合併時に統合し特別会計とする。

上水道（簡易水道）使用料については、4町村で料金体系が異なっており料金に格差がありますが、使用料については現行のとおりとし、新市において給水区域ごとに採算性を考慮し調整することで提案しています。

上水道（簡易水道）の整備計画（水道未普及地区を含む）については、新市において調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施することとしています。

公共下水道については、現在阿蘇町で設置していますが、公共下水道の会計システム等については阿蘇町の例によることとしています。

使用料については現行のとおりとし、新市において調整することとしています。

整備計画については、新市において調整するものとし、継続事業については新市においても引き続き実施するものとしています。

以上、次回協議予定の七項目について、事務局から事前説明を行いました。七月八日の協議会において具体的協議が行われる予定です。

その他

○委員の交代について

産山村渡辺裕文委員に代わり、志賀泰次委員が新委員として就任しました。

○平成十四年度歳入歳出決算並びに監査報告について

平成十四年度歳入歳出決算について事務局から説明を行いました。

併せて、産山村の石原眞澄監査委員から監査報告が行われ、決算書のとおり承認されました。

○平成十五年度補正予算について

平成十五年度補正予算について事務局から説明を行い、承認されました。

今回の協議において

確認された事項

協議第三十三号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日当該団体に加入する。

協議第三十四号 使用料・手数料等の取扱いについて

(1)施設使用料については、施設規模等により調整する。その他の使用料は可能な限り統一に努める。

協議第三十五号 建設関係事業の取扱いについて

(1)町村道の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。  
4町村をアクセスする道路については、最重要路線として位置付け、優先的に整備を図る。  
(2)町村道の認定と廃止の基準については、新市において調整する。町村道については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

新市に引き継ぐものとする。

(3)町村河川の改良整備計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。  
(4)町村河川の認定と廃止については、河川法による。河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。  
(5)公営住宅の建設計画については、合併までに調整するものとし、継続事業については、新市においても引き続き実施する。住宅については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。  
(6)公営住宅の施設管理、入居者の選考等については、新市において調整する。家賃については、公営住宅法で定める基準によるものとし、敷金については、一の宮町及び阿蘇町の例による。  
協議第三十六号 ゴミ収集運搬業務事業の取扱いについて  
(1)ごみ収集回数及び収集方法等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。  
(2)し尿等の収集運搬については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成十五年六月十日確認



一の宮町



阿蘇町



産山村

## 新市建設計画策定のためのワークショップ（意見交換会）を実施しました

合併事務局では町村合併に伴う新市建設計画を策定しています。新市建設計画は合併後の新市が将来すすむべき方向を示すもので、合併特例法により作成することが定められており、昨年末に全世帯へ配布し記入をお願いしたアンケート調査の結果をもとに策定をすすめています。アンケート調査の結果を基に作成した新市将来ビジョン（骨子）は三月にみなさんへ配布しました

が、今回実施したワークショップ（意見交換会）はアンケートの他多くの住民の皆さんの意見を直接お聞きし、その意見を計画にできるだけ反映させるために実施したものです。五月二十一日から六月二十日にかけて一の宮町、産山村、波野村で

はそれぞれワークショップ（意見交換会）を、阿蘇町ではワークショップとは違った形で阿蘇町内九地区での住民座談会を実施し、各会場とも参加された方は町村合併について期待することや、不安に思うことについて熱心な議論が行われました。ワークショップ（意見交換会）で出された意見は各町村の役場（企画担当）にありますのでご覧になることが出来ます。

# 阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第12回協議会までに提案、承認された事項

これまでの経過

5月14日～6月10日

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市の名称	○	○
	4	新市の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い	○	
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画（ビジョン）	○	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	
	9	地方税の取扱い	○	
	10	一般職員の身分の取扱い	○	○
その他の必要な協議事項	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱		
	13	事務機構及び組織の取扱い	○	○
	14	一部事務組合等の取扱い	○	○
	15	使用料、手数料等の取扱い	○	○
	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い	○	○
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い	○	○
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い	○	○
	25	国際交流事業の取扱い	○	○
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○	○
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保育事業の取扱い	○	
	36	その他の福祉事業の取扱い	○	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い	○	○
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
	41	建設関係事業の取扱い	○	○
	42	上・下水道事業の取扱い		
	43	学校教育関係の取扱い	○	○
	44	社会教育関係の取扱い	○	○
	45	その他の事業の取扱い		

5月15日 第十五回厚生部会（合併推進協議会事務局）

5月14日 第一回選挙管理担当者会（合併推進協議会事務局）

5月14日 第一回給与担当者会（合併推進協議会事務局）

5月14日 第四回財政担当者会（合併推進協議会事務局）

5月14日 第十九回総務部会（合併推進協議会事務局）

5月14日 第二回国土調査担当者会（合併推進協議会事務局）

5月16日 第十五回建設部会（合併推進協議会事務局）

5月16日 第十回産業部会（合併推進協議会事務局）

5月20日 第二回小委員会（4町村庁舎及び西原村電算状況視察）

5月21日 第十五回電算分科会（合併推進協議会事務局）

5月23日 第二回軽自動車税担当者分科会（合併推進協議会事務局）

5月26日 第十六回厚生部会（合併推進協議会事務局）

5月27日 第十三回幹事会（合併推進協議会事務局）

5月28日 第十三回文教部会（合併推進協議会事務局）

5月29日 平成十四年度出納監査（合併推進協議会事務局）

6月2日 第四回財政分科会（合併推進協議会事務局）

6月3日 第十四回幹事会（合併推進協議会事務局）

6月3日 第十三回町村長会（合併推進協議会事務局）

6月3日 第一回議会議事局長会議（合併推進協議会事務局）

6月3日 第二回給与担当者会（合併推進協議会事務局）

6月4日 第十六回電算分科会（合併推進協議会事務局）

6月4日 第十七回企画部会（産山村役場）

6月5日 第一回地方税（賦課関係）担当者会（合併推進協議会事務局）

6月6日 第十七回電算分科会（業者選定会議）（合併推進協議会事務局）

6月6日 第十六回建設部会（合併推進協議会事務局）

6月9日 第五回農業委員会正副会長会議（合併推進協議会事務局）

6月9日 例規集分科会（合併推進協議会事務局）

6月10日 第十二回阿蘇中部4町村合併推進協議会（産山村基幹集落センター）

## 電算処理システムの デモンストレーションを実施

阿蘇中部4町村合併推進協議会  
新電算システム構築委託業者選定  
委員会(委員長高橋一史総務部会長)  
では、六月十六日(十八日まで)  
の三日間、阿蘇町農村環境改善セン  
ターにおいて阿蘇中部4町村の電  
算処理システム統合に向けた電算  
導入の業者選定のため、日頃、電  
算業務に携わる4町村の原課職員  
及び選定委員会委員百五十九  
名(延べ人数)が参加し、電  
算業者3社によるデモンスト  
レーション(実演会)を実施  
しました。

各町村から参加した住基、税  
財務、介護保険等の担当職員  
には、それぞれのシステムに  
ついて各社から詳しい説明を  
受けていただき、使いやすさ  
や操作性、他の業務との連動性、  
特にプライバシー保護などの  
機密保護対策に配慮されたシ  
ステムであるかなど、十五項  
目からなるデモ検証評価表に  
基づき評価の優位順や意見等  
を記入していただきました。  
今後システムの導入につい  
ては、業者選定委員会において、



デモンストレーションの評価等も  
含め、選定資料や意見の集約を行い、  
住民サービスの低下を招かないよ  
う電算処理システムの構築をめざ  
して進めていきます。  
電算各社  
㈱RKKコンピューターサービス、  
熊本県町村会、㈱日立情報システ  
ムズ

## 次回協議会の開催日

第十三回合併推進協議会は、  
七月八日(火)午後一時三十分か  
ら、波野村公民館で行います。

※協議会の開催日及び開催時間  
は毎月第二火曜日午後一時三  
十分開催を原則としています  
が、変更するときもあります  
ので、事務局にお問い合わせ  
ください。

なお七月以降の協議会開催予  
定は基本的には次のような計画  
を持つておりますが、会場等  
については、今後の協議会だより  
または町村役場、合併事務局等  
にご確認ください。

合併推進協議会事務局  
☎35・4011

回数	開催予定日	場所
第13回	15年7月8日	波野村
第14回	15年8月	一の宮町
第15回	15年9月	阿蘇町
第16回	15年10月	産山村
第17回	15年11月	波野村
第18回	15年12月	一の宮町
第19回	16年1月	阿蘇町

## 編集後記

六月九日より入梅となり、毎  
日雨天が続いている今日この  
頃です。今年は、白川が大氾濫  
し熊本市始め、県下で大災害を  
もたらした昭和二十八年(一九  
五三年)六月二十八日から五十  
年目にあたります。このときの  
被災者総数三十九万人、死者行  
方不明者五百六十三人という未  
曾有の大災害となり六・二六は  
忘れられない日となりました。

丁度、昭和二十八年十月町村  
合併促進法が制定されて、全国  
的に市町村の合併が推進され、  
一の宮町は一町三村が、阿蘇町  
は一町四村がそれぞれ合意して、  
翌昭和二十九年四月一日より、  
現在の町制発足をしております。  
来年は二町とも町制施行五十  
周年にあたる年でありますが、  
今、平成の大合併として合併問  
題に直面しています。

複数の自治体が一つになるに  
は、たくさんの調整が必要です。  
民意を反映しての合併、とよく  
言われますが、理解をいただい  
ての合併が適切な言葉かもしれ  
ません。理解をいただくために  
は、出来るだけ情報を提供して  
いきたいと思っております。今  
年の梅雨が、大雨にならないこ  
とを願いながら合併事務推進に  
邁進してまいります。